

岩倉市給与等支給明細書広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市広告掲載要綱（平成20年3月1日施行。以下「掲載要綱」という。）第4条に基づき、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法により配付する岩倉市職員に支給する毎月の給与、期末・勤勉手当及び改定差額に係る支給明細書（以下「給与等支給明細書」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の社名等を文字、写真、イラストレーション若しくはロゴタイプにより表示したもの又はそれらを記録したバーコードその他これに類する符号をいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、給与等支給明細書で市が指定した位置とする。

2 広告の枠数は、3枠以内とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦5センチメートル
- (2) 横8センチメートル
- (3) J P E G形式
- (4) 100キロバイト以内

(給与等支給明細書との区別)

第5条 広告のデザイン、内容等が給与等支給明細書の一部であるかのように混同するおそれのある表現を禁止する。

(広告の掲載と募集)

第6条 広告の掲載は1月単位とし、当該年度内において複数月連続して掲載することができるものとする。

2 広告の募集は、市ホームページ、広報いわくら等を活用し、公募により行うものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円とし、市が指定する期日までに納入することとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度内において同一の広告を複数月連続して掲載する場合の広告掲載料は、1枠につき月額3,000円とする。

(広告掲載料の還付等)

第8条 掲載要綱第12条第2項ただし書の規定により還付することとなった場合の還付金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 還付金は、1月単位で計算する。
- (2) 前号の還付金には、利子を付さない。

2 掲載要綱第12条第2項ただし書の広告主の責めに帰すことができない理由には、次に掲げる事項は含まないものとする。

- (1) 天災地変その他の非常事態が発生したとき。
- (2) その他公益上やむを得ない理由により広告掲載を行うことができないとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を電子データにより、市長が指定する期日までに、市長に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、掲載要綱第14条の規定により広告内容の変更を行うときは、変更しようとする日から起算して14日前までに、市長に申し出るものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、掲載要綱第15条第2項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、取り下げようとする日から起算して7日前までに、市長に申し出るものとする。

(協議)

第12条 掲載要綱及びこの要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。